

広島県立びんご運動公園  
民間活力導入事業公募設置等指針  
及び  
指定管理者募集要項

令和5年11月

広島県

## 目 次

■ 用語の定義	1
第1章 事業の概要	
1 事業の概要	2
(1) 事業の目的	2
(2) 公園の概要	3
(3) 事業対象区域	5
(4) 事業の内容	5
(5) 事業の流れ	6
(6) 費用負担及び役割分担	7
(7) 事業の期間	7
(8) その他	7
第2章 公募設置管理制度に関する事項	
1 公募対象公園施設の設置等に係る事項	8
(1) 公募対象公園施設の種類	8
(2) 公募対象公園施設の整備可能区域	8
(3) 公募対象公園施設の整備に関する条件	9
(4) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	10
(5) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件	10
(6) 公募対象公園施設の撤去について	10
(7) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	10
2 特定公園施設・利便増進施設の設置等に関する事項	11
(1) 特定公園施設の種類	11
(2) 特定公園施設の整備可能区域	11
(3) 特定公園施設の整備に関する条件（共通事項）	11
(4) 特定公園施設の整備に関する条件（必須提案施設）	12
(5) 特定公園施設の整備に関する条件（任意提案施設）	12
(6) 県による特定公園施設の整備費用の負担	12
(7) 利便増進施設の設置に関する事項	13
第3章 指定管理者制度に関する事項	
1 管理運営に関する事項	13
(1) 指定管理区域	13
(2) 指定管理者が行う業務の範囲	13
(3) 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）	13
(4) 利用料金に関する事項	13
(5) 指定期間	14
(6) 自主事業の提案	14

## 第4章 共通事項

1	公募の実施に関する事項	14
(1)	公募への参加資格	14
(2)	公募及び選定に関するスケジュール	15
(3)	応募手続き	15
(4)	提出書類に関する事項	17
2	審査及び決定等に関する事項	19
(1)	審査方法等	19
(2)	評価の基準	20
(3)	設置等予定者及び指定管理者の候補者の決定	22
(4)	公募設置等計画の認定	22
(5)	指定管理者の指定	22
(6)	協定等に関する事項（公募設置管理制度）	22
(7)	協定等に関する事項（指定管理者制度）	23
3	その他の事項	23
(1)	設置等予定者等の候補者の決定の取り消し等	23
(2)	個人情報の取扱い	23
(3)	個人情報の漏えい等が生じた場合の対応	24
(4)	事業破綻時の措置	24
(5)	リスク分担等	24

### 【資料一覧】

参考資料 1：広島県立びんご運動公園既設設備平面図

参考資料 2：オートキャンプ場・冒険の森エリア既存設備平面図

参考資料 3：広島県立びんご運動公園の利用者数・収入状況（H29年度～R4年度）

参考資料 4：広島県立びんご運動公園の電気・水道・ガス使用量（R2年度～R4年度）

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従前</td> <td style="border: 1px solid red;">公的資金</td> <td style="border: 1px solid blue;">民間資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">新制度</td> <td style="border: 1px solid red;">公的資金</td> <td style="border: 2px dashed blue;">収益を充当</td> </tr> </table>	従前	公的資金	民間資金	新制度	公的資金	収益を充当
従前	公的資金	民間資金					
新制度	公的資金	収益を充当					
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</li> </ul> <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>						
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> </ul>						
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li> </ul>						
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>						
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>						
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>						
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>						

＜出典＞「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）

# 第1章 事業の概要

## 1 事業の概要

### (1) 事業の目的

広島県立びんご運動公園（以下、「びんご運動公園」という。）は、備後地域のスポーツと多様なレクリエーション活動の振興を目的として、平成5年に開園し、順次施設を整備し平成14年に全面開園しました。

公園内の各施設については、開園から30年以上経過しており、老朽化対策を実施すべき施設が増加する一方で、投資できる予算は限られており、公園修繕方針に基づき計画的な維持管理を推進していますが、今後は、更に戦略的に運営・管理していく必要があります。

また、年数の経過や新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、利用頻度の低い施設や未利用地等の有効活用が求められています。

このため、広島県では、今後の戦略的な運営・管理の方針として『ひろしま公園活性化プラン』※を令和3年度に策定しました。この中では、「多様化するニーズを踏まえた魅力向上」や「経営的視点からのコスト適正化・収入増への取組」等を基本方針として掲げています。

この基本方針を踏まえて、民間資金を活用した施設整備や公園管理運営の品質向上、新たなサービス創出による魅力の向上のため、「公募設置管理制度（Park-PFI）」及び「指定管理者制度」の2つの制度を組み合わせることで導入することとし、合わせて機能強化の方向性を決めました。（図1）

本事業は、民間の創意工夫を取り入れることにより、『ひろしま公園活性化プラン』の10年後の目指す姿及び30年後のあるべき姿の実現や、上記の機能強化に向けて、公園の魅力向上や、利活用の促進と効率的で適切な維持管理を推進することを目的とするものです。

※ひろしま公園活性化プラン <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/kouenkasseikaplan.html>

- (ア) 「宿泊機能」の強化**  
既存のキャンプ場エリアを活用した新たな宿泊施設を整備するなどし、宿泊機能を強化する。
- (イ) 「新たなスポーツ機能」の強化**  
スポーツ施設の充実・強化を図るため、アーバンスポーツに対応した施設を整備するなどし、スポーツ機能を強化する。
- (ウ) 「飲食機能」の強化**  
公園利用者の滞在時間延伸のため、移動販売車等の誘致を進めるなどし、飲食機能を強化する。

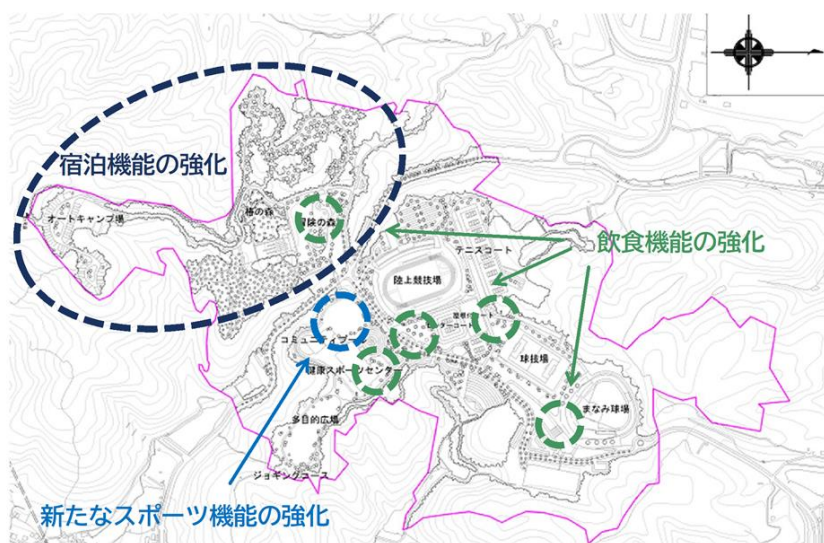


図1 びんご運動公園における機能強化の方向性

## (2) 公園の概要

施設名称	広島県立びんご運動公園 (愛称 こぞかなくんスポーツパークびんご)
公園所在地	広島県尾道市栗原町 997
設置目的	備後地域のスポーツと多様なレクリエーション活動の振興
都市計画決定面積	87.6 h a
公園面積 (開設面積)	87.6 h a (87.6 h a)
開設日	一部開園 平成 5 年 全面開園 平成 14 年
公園種別	広域公園
主な公園施設	野球場、陸上競技場、テニスコート、球技場、健康スポーツセンター、コミュニティープール、多目的広場、オートキャンプ場、大型遊具
年間利用者数	平成 30 年度 : 730,137 人 令和元年度 : 577,369 人 令和 2 年度 : 526,307 人 令和 3 年度 : 400,749 人 令和 4 年度 : 508,427 人
都市計画上の位置づけ等	・市街化調整区域 ・防火地域 : 指定なし
広島県地域防災計画上の位置づけ	・救援物資の輸送拠点 ・救援部隊の集結拠点



アリーナ



陸上競技場



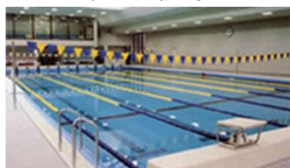
テニスコート



野球場



球技場



プール



冒険の森



ジャンプ台



多目的広場



オートキャンプ場



大型遊具



中央広場



■既存建築物一覧（敷地面積 87.6ha）

施設種類	建物種類	建築面積 (㎡)	建ぺい率 (%)
運動施設	① アリーナ（健康スポーツセンター）	6,017	-
	② 陸上競技場	3,140	-
	③ テニスコート	3,712	-
	④ 野球場	4,458	-
	⑤ 球技場	131	-
	⑥ コミュニティプール	1,704	-
	合計	19,162	約 2.2%
便益施設	便所	542	約 0.1%
管理施設	管理事務所	728	-
	発電施設	128	-
	水質浄化施設	78	-
	合計	935	約 0.1%
既存建築物 計		20,639	約 2.4%

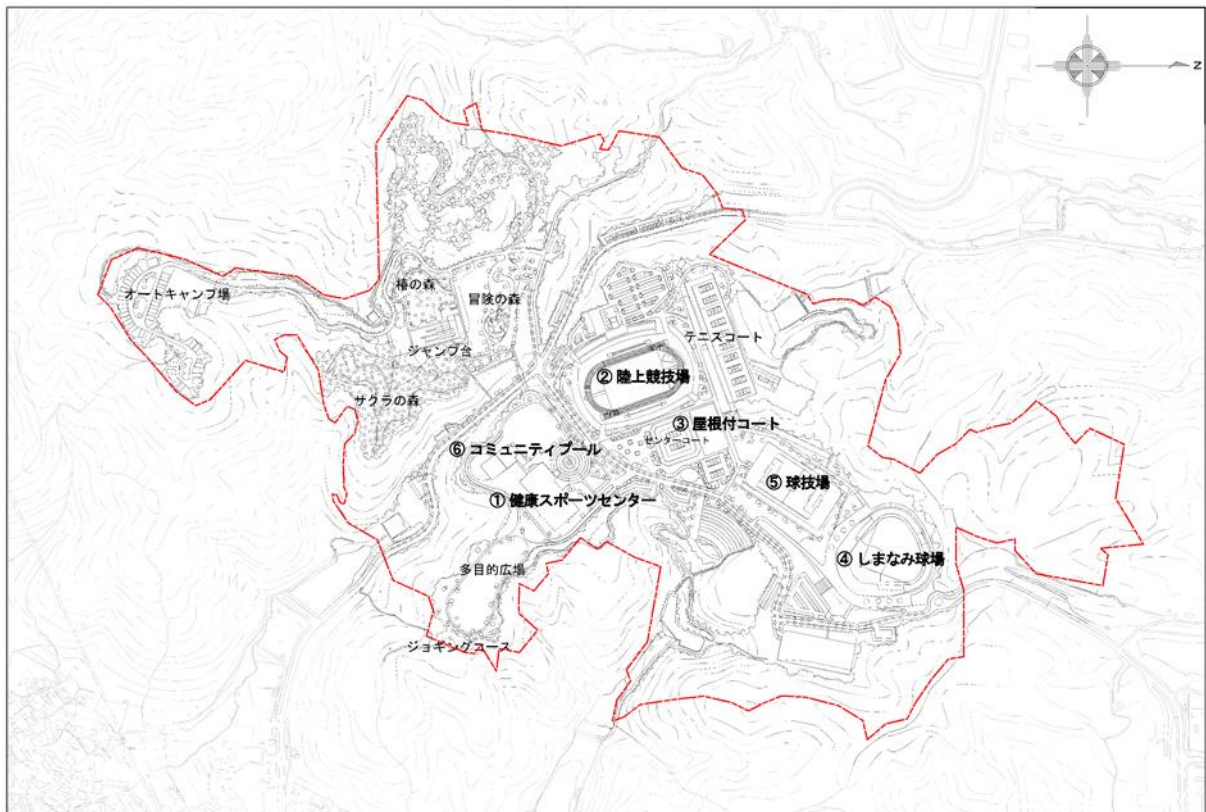


図2 既存建築物配置図

(3) 事業対象区域

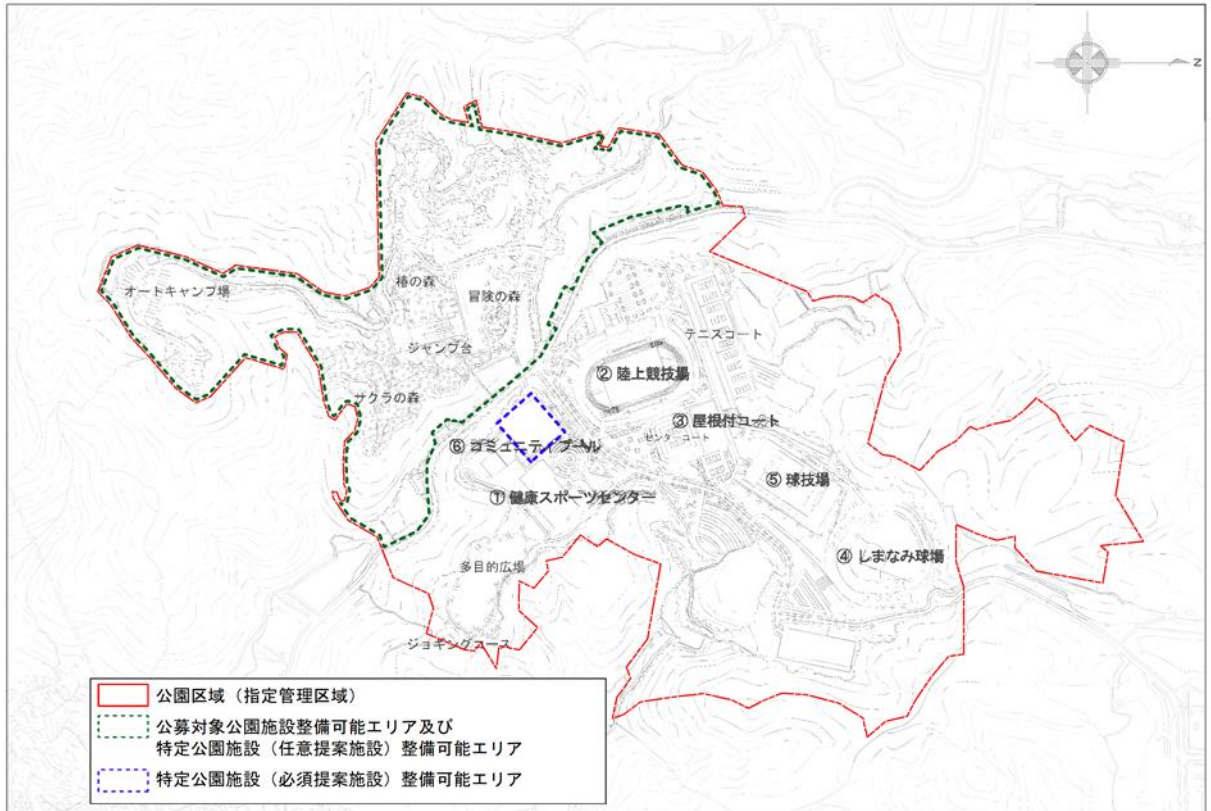


図3 事業対象区域

(4) 事業の内容

ア 公募設置管理制度 (Park-PFI)

(ア) 公募対象公園施設の設置及び管理運営

(イ) 特定公園施設の整備及び本県への譲渡

イ 指定管理者制度

(ア) 公園全体の管理運営 (特定公園施設を含む。公募対象公園施設を除く。)

		公募設置管理制度 (Park-PFI)			指定管理者制度	
		公募対象公園施設	特定公園施設		設置管理許可施設	既存施設
		宿泊機能 オートキャンプ場等	【任意提案】 大型遊具、園内トイレの改修等	【必須提案】 スポーツ機能 アーバンスポーツ施設	飲食機能 飲食店・売店等	
整備	実施主体 費用負担	事業者	事業者	事業者 事業者 / 公共	事業者	—
運営 /管理	実施主体 費用負担	事業者	事業者 公共	事業者 公共	事業者	事業者 公共

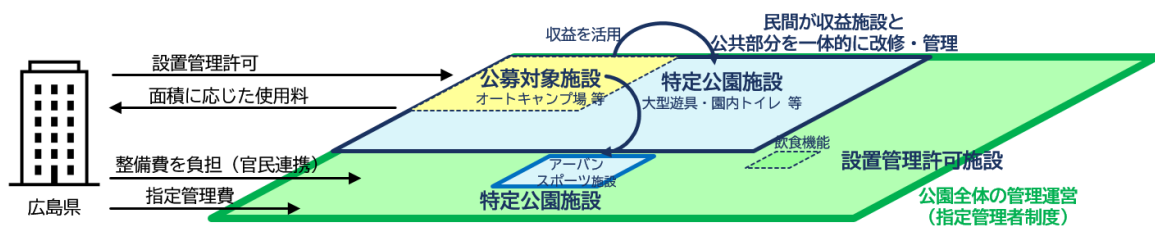


図4 事業イメージ



## (5) 事業の流れ

### ア 設置等予定者の選定

応募者が提出した公募設置等計画や指定管理に係る事業計画の審査を行い、設置等予定者等を選定します。

また、選定委員会等での審査や意見を踏まえ、本県において候補者を決定するとともにその結果を公表します。

### イ 指定管理者の指定

県議会での議決を経て、指定管理者を指定します。

### ウ 公募設置等計画の認定

設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、当該認定をした日、認定の有効期間及び公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

### エ 基本協定・包括協定の締結

認定計画提出者と本県は、公募設置等計画に基づき、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利及び義務等を定めた基本協定を締結するとともに指定管理に係る包括協定を締結します。

### オ 公募対象公園施設の設置及び管理運営

認定計画提出者には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

### カ 特定公園施設の設計、建設及び本県への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本県が費用の一部を負担し当該特定公園施設を取得します。

### キ 公園全体の管理運営（指定管理業務）

公園全体（特定公園施設を含む。公募対象公園施設を除く。）において指定管理者として維持管理及び運営を行っていただきます。

(6) 費用負担及び役割分担

項目		公募設置管理制度 (Park-PFI)		指定管理者制度
		公募対象公園施設	特定公園施設	指定管理施設
設計・整備工事	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	/
	費用負担	認定計画提出者	本県と認定計画提出者	
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて整備	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が整備したものを本県へ譲渡	
管理運営	実施主体	認定計画提出者	施設を本県に譲渡後、指定管理者が管理運営	指定管理者
	費用負担	認定計画提出者		本県
	財産管理	認定計画提出者		本県
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置管理許可を受けて管理運営		認定計画提出者が指定管理者の指定を受けて管理運営

(7) 事業の期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手（令和7年4月頃）から令和27年3月31日までを予定しています。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から10年以内としますが、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含まれます。また、指定管理期間は、議会の議決を経た上で、令和8年4月1日から令和27年3月31日までの19年間とします。

		基本・包括協定締結 R6.10頃	R7.4頃	R8.4	事業終了 R27.3
公募設置管理制度	公募対象公園施設	協議・設計	工事	営業期間	解体撤去
		基本協定期間			
		公募設置等計画の認定有効期間（20年）			
	設置管理許可（10年）		設置管理許可（10年）		
指定管理	特定公園施設	協議・設計	工事	指定管理期間（19年）	
	公園全体	指定管理期間（現行）			

(8) その他

本事業では、歳入歳出予算や指定管理者の指定等に当たって議決が必要です。議決されなかった場合は、本事業を中止又は延期することがあります。

## 第2章 公募設置管理制度に関する事項

### 1 公募対象公園施設の設置等に係る事項

#### (1) 公募対象公園施設の種類の種類

公募対象公園施設は、びんご運動公園の既存機能との親和性に配慮するとともに、新たな賑わい及び魅力の創出に資する施設を提案してください。

ア 提案可能な公募対象公園施設の種類の種類は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設及び便益施設とします。

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 マリゴールランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの  これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 天文・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの  遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所  荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 橋 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの)  その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [前震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [保留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設]  ※[ ]内は省令で定めている施設
	<p>休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。</p>								

<出典>「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）

図5 公園施設及び公募対象公園施設一覧

イ 公募対象公園施設から生じる利益を、後述する特定公園施設の設置に要する費用に充てることができる施設としてください。

#### (2) 公募対象公園施設の整備可能区域

対象区域は、大型遊具のある「冒険の森」、21種類約1700本が植栽された「サクラの森」及び「オートキャンプ場」等を含む、下図の区域（約36.4ha）内です。区域内で、適当な設置場所を提案してください。



図6 公募対象公園施設整備可能区域

### (3) 公募対象公園施設の整備に関する条件

- ア びんご運動の魅力向上を図り、賑わいの向上や集客につながる提案としてください。
- イ 宿泊機能の強化に資するものを必須提案とします。
- ウ 公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資する提案を期待します。
- エ 公募対象公園施設の建築面積の上限は設けません。既存の公園施設や本事業で提案する公募対象公園施設及び特定公園施設を含めて、都市公園法上の建ぺい率を超えない範囲内で提案をしてください。
- オ びんご運動公園の良好な自然景観に配慮し、施設の色彩、意匠及び配置は、公園及びその周辺の景観に調和したものとしてください。
- カ 施設の周辺には景観を阻害するものの設置は控えてください。また、室外機や設備機器等施設外部に設置する設備は目立たない位置にするなど、景観に配慮してください。
- キ 公募対象公園施設のための看板設置については、設置管理許可区域内であれば可能としますが、設置に当たっては尾道市屋外広告物条例（平成18年尾道市条例第72号）に基づく所定の手続きを受ける必要があります。
- ク 既存施設や樹木・植栽の撤去が必要な場合は、本県と協議のうえ実施してください。
- ケ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気及びガス等）施設は、認定計画提出者の負担にて整備してください。インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。また、既存施設や特定公園施設とは独立して設けることを基本としますが、既存施設や特定公園施設のインフラから接続しても支障がない場合は、本県と協議のうえ、接続することができるものとします。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。
- コ 施設は消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市公園法及びその他関係法令の規定に適合する施設としてください。また、整備のために必要となる関係機関等との協議や届出、検査等必要な手続きは認定計画提出者の負担により実施してください。

サ 整備に当たってはユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月 国土交通省）を遵守してください。

#### (4) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可の開始日は対象施設の工事着工日以前とし、具体的な開始日については、本県と協議のうえ決定します。なお、運営開始時期は、令和8年4月を目標としてください。

#### (5) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

ア 火器の取り扱いについては、本県と協議してください。

イ 公募対象公園施設の管理運営については、周辺住民や自然環境に配慮し、騒音等の発生等により周辺住民や他の公園利用者に迷惑をかけることないようにしてください。

#### (6) 公募対象公園施設の撤去について

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可期間の終了日までに、公募対象公園施設を自らの責任及び費用負担により、撤去・解体し、原状回復してください。ただし、本県が事業期間終了後も公募対象公園施設を活用する場合は、この限りではありません。

#### (7) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

設置管理許可面積は、施設を設置する面積だけでなく、公募対象公園施設の利用者が独占的もしくは優先的に使用することが想定される面積とします。面積及び許可区分等の許可内容の決定にあたっては、認定計画提出者から提出された計画内容により本県で精査し、決定します。

種 別		単 位	単 価
公園施設を設置して土地を使用する場合	駐車場その他の施設（園路・広場・キャンプ場等既存の公園施設）の利用に伴って土地を使用する場合	使用面積1㎡につき 1年あたり	743円
	その他の場合（土地のみを使用する場合）	使用面積1㎡につき 1年あたり	675円
公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合	オートキャンプ場管理棟を使用する場合	使用面積1㎡につき 1年あたり	6,828円

※上記金額は令和5年度までの使用料の額であり、令和6年度から令和8年度までの使用料の最低額は、令和5年度末に実施される評価額を反映したものとなります。

※上記金額の算定の基礎となる財産の評価額は、3年毎に評価換えすることから、事業期間中に当該最低額が提案額を上回った場合、当該最低額を使用料とします。

※広島県都市公園条例施行規則（昭和55年広島県規則第71号）改正により、規則に定める使用料が当初の使用料を上回った場合は、改正後の金額で算出した額を使用料とします。

※既存のキャンプ場を改修して土地を使用する場合については、園路舗装面を含む全面的な改修をして使用する場合は675円、その他の部分的な改修の場合は743円とします。



## 2 特定公園施設・利便増進施設の設置等に関する事項

### (1) 特定公園施設の種類

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただくことができる任意提案施設があります。特定公園施設は、建設後に本県に譲渡していただき、指定管理者として管理運営を行います。

#### ア 必須提案施設

スケートボード場等アーバンスポーツ施設及び駐車場（新設）

#### イ 任意提案施設

既存公園施設（園路、遊具及び園内トイレ等）の改修やベンチ等の新設等、公園利用者の利便性の向上に資するもの

### (2) 特定公園施設の整備可能区域

#### ア 必須提案施設

対象区域は、コミュニティプール北西の広場で下図の区域（約0.6ha）内とします。



図7 必須提案特定公園施設整備可能区域

#### イ 任意提案施設

図6 公募対象公園施設整備可能区域と同一エリアとします。

### (3) 特定公園施設の整備に関する条件（共通事項）

ア 「1 公募対象公園施設等の設置等に係る事項」「(3) 公募対象公園施設の整備に関する条件」「エ」「オ」「カ」「ク」「コ」「サ」の条件に基づいて提案してください。

イ 維持管理に配慮した施設としてください。

ウ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気及びガス等）施設の引き込み等を行う際は、各インフラ管理者との協議は認定計画提出者が行ってください。

エ 特定公園施設の整備に際しては、土木工事共通仕様書（令和5年8月）広島版に従って施工してください。

オ 工事費内訳の資料等、本県が求める必要な資料を提出してください。

カ 特定公園施設は、本県への引き渡し終了後、指定管理施設として運営して頂きます。

#### (4) 特定公園施設の整備に関する条件（必須提案施設）

- ア アーバンスポーツ施設の面積は4,000 m<sup>2</sup>程度確保し、具体的な内容は県と協議した上で決定します。
- イ 初級者用エリアと中上級者用エリア（面積割合は、初級者：中上級者＝2：1程度）を整備してください。いずれも滑走部はコンクリート舗装とし、セクションを設置する形式としてください。
- ウ 初級者用エリアについては、臨時駐車場としても利用が可能となるよう、セクションは可動式（重機を使用せず、1～2名程度で移動可能なもの）としてください。
- エ 滑走部の舗装は、耐候性、耐久性及び修繕の容易性等について十分に考慮した提案としてください。また、施設の長寿命化に向けたメンテナンス方法や費用も合わせて提案してください。
- オ 設置区域内に利用者用の駐車場を2,000 m<sup>2</sup>程度（駐車台数50台程度）確保してください。駐車場部の構造はアスファルト舗装を想定していますが、他の構造での提案も可能です。ただし、維持管理が容易な構造としてください。
- カ 夜間運営を行えるようにコースや照明の配置を計画してください。
- キ 観客にも配慮した施設とし、ベンチ及び日よけ等の休憩施設を適宜設置してください。
- ク 利用上必要となる、水道、電気及び柵等各種インフラ施設を設置してください。
- ケ アーバンスポーツ施設は、有料施設とすることを予定していますが、管理事務所は新設せず、既存施設で兼ねることを想定しています。
- コ 詳細設計に際しては、関係団体にヒアリングを行い、本県と協議した上で決定してください。
- サ 設計を実施する者は、広島県の令和5・6年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載され、土木関係建設コンサルタント分野の「造園」部門又は「都市計画及び地方計画」部門に登録されている者を選定してください。
- シ 建設工事を実施する者は、広島県の令和5・6年度建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、舗装工事の認定を有する者を選定してください。

#### (5) 特定公園施設の整備に関する条件（任意提案施設）

既存施設の改修を提案する場合は施設の機能を維持・向上するものとし、公園の魅力を向上させるような提案としてください。

#### (6) 県による特定公園施設の整備費用の負担

本県が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。なお、本県が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は認定計画提出者の負担となります。

特定公園施設の種類	特定公園施設の整備内容	本県の費用負担
必須提案施設	スケートボード場等アーバンスポーツ施設及び駐車場	・整備費用の9割未満 ・上限額180,000千円 (消費税及び地方消費税を含む)
任意提案施設	その他 (園路、トイレ及び遊具の改修等)	・なし

※本県の負担額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事内容の内訳を提出いただき、本県が金額を精査確認したうえで、本県と認定計画提出者で協議し、決定します。

※上記金額には設計費用、各種許認可申請及び工事管理業務にかかる費用も含むものとします。

#### (7) 利便増進施設の設置に関する事項

本事業では、利便増進施設の提案は求めません。

### 第3章 指定管理者制度に関する事項

#### 1 管理運営に関する事項

##### (1) 指定管理区域

指定管理者による管理区域は、都市公園法第5条による公園施設設置管理許可の区域を除く全ての区域とします。（特定公園施設を含む。公募対象公園施設を除く。）

##### (2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理業務の範囲は、次のとおりとします。具体的内容は「広島県立びんご運動公園業務仕様書」に定めるものとします。

ア 利用許可及び受付等、施設の運営に関する業務

イ 設備機器管理及び清掃等、施設の維持管理に関する業務

ウ 施設の修繕に関する業務

エ 本県との連絡調整に関する業務

##### (3) 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）

指定期間中の管理費用等として、本県が負担する額の上限額は次のとおりとします。なお、本県が指定管理者に対して支払うこととなる指定期間中の管理費用等の総額については包括協定で、毎年度の管理費用等については年度別協定で定めることとします。（協定で定めた金額については、原則として増額しません。）

また、この額には、本県が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれます。

指定期間（19年間）中の本県が支払う管理費用等の総額の上限額	3,210,563千円
--------------------------------	-------------

##### (4) 利用料金に関する事項

この公園においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項で定める利用料金制度を採用し、有料施設等の利用料金の額は、広島県都市公園条例（昭和55年広島県条例第29号）別表第1に定める利用料金の範囲内で設定することとします。

利用料金減免に伴う額（減免前利用料から減免後利用料を控除した額）については、県予算の範囲内で、県が指定管理者に支払うこととします。

## (5) 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和27年3月31日までの19年間とします。

## (6) 自主事業の提案

指定管理者は、自らの持つノウハウを活用し、新しい工夫を採り入れた事業や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進の提案（自主事業）を実施してください。なお、次の取組についての積極的な提案を期待します。

- ア 食堂、売店又はキッチンカーによる飲食等の提供
- イ 利用促進のために行う、各種スポーツ教室や地域参加・交流型事業
- ウ 特定公園施設（アーバンスポーツ施設）を有効的に活用した事業
- エ 既存公園施設の有効活用に資する効果的な使用方法の提案

## 第4章 共通事項

### 1 公募の実施に関する事項

#### (1) 公募への参加資格

- ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）
- イ 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
  - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
  - (イ) 破産者で復権を得ない者
  - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てに基づく再生手続き開始の申立て中の者
  - (エ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている者
  - (オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (カ) 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者。ただし、この公募に係る申請から指定管理者として指定されるまでの間に限る。
  - (キ) 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
  - (ク) 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ケ) 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - (コ) 労働保険・社会保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がある者
  - (サ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
  - (シ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (ス) 選定委員会等委員が法人の経営又は運営に直接関与している法人

ウ 1者で応募する場合は、広島県内に本店もしくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。共同体を構成する場合は、少なくとも1者は、広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。

エ 施設の管理に当たって、資格・免許等が必要な場合は、その資格等を有すること。

オ 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体及び事業協同組合等）が申請する場合は、次の条件を踏まえること。

（ア）グループにおける名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。

（イ）構成する法人等の全てが上記ア及びイの申請資格を満たしていること。

（ウ）グループにおける構成員は、同時に単独で申請することはできません。

（エ）同時に複数のグループの構成員となることはできません。

※事業協同組合における構成員とは、担当組合員をいう。

カ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。

キ 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外します。

（ア）提出された書類に虚偽の記載があった場合

（イ）本県職員に接触（説明会等、正当な行為を除く）をした場合

（ウ）本事業提案について、本件選定委員会等委員に接触した場合

（エ）その他、不正行為があった場合

## (2) 公募及び選定に関するスケジュール

ア 公募設置等指針等の交付	令和5年11月17日（金）～令和6年4月26日（金）
イ 現地説明会申込期限	令和6年1月11日（木）
ウ 現地説明会	令和6年1月18日（木）
エ 質問書受付	令和5年11月20日（月）～令和6年2月22日（木）
オ 質問書回答	令和6年3月15日（金）まで
カ 提出書類の受付	令和6年4月8日（月）～令和6年4月26日（金）
キ 選定委員会等	令和6年6月上旬
ク 選定結果の通知	令和6年6月下旬

## (3) 応募手続き

ア 公募設置等指針及び指定管理者募集要項の交付

（ア）交付期間

令和5年11月17日（金）から令和6年4月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

（イ）交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号（広島県庁北館5階）

広島県土木建築局 都市環境整備課 下水道公園グループ

電話：（082）513-4142（ダイヤルイン）、ファクシミリ：（082）223-2397

メールアドレス：dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp



※広島県のホームページにも掲載しています。

## イ 現地説明会

現地説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

### (ア) 開催日時

令和6年1月18日(木) 13時から

### (イ) 集合場所

びんご運動公園健康スポーツセンター

### (ウ) 内容

本指針の説明及び施設見学

### (エ) 申込方法

令和6年1月11日(木) 17時までに、様式5「現地説明会参加申込書」を電子メールで提出してください。メールの件名は「びんご運動公園現地説明会申込」としてください。

### (オ) 申込先

ア(イ) 交付場所のとおりに

### (カ) その他

各団体3名までの参加としてください。また、施設見学時は車での移動となりますので、車でお越しください。なお、説明会に参加しないことにより、審査において不利になることはありません。

## ウ 公募に関する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

### (ア) 受付期間

令和5年11月20日(月) から令和6年2月22日(金) 17時まで

### (イ) 受付方法

ア(イ) 交付場所の連絡先に電話連絡のうえ、様式6「質問書」を電子メールで提出してください。また、メールの件名は「びんご運動公園質問書提出」としてください。

### (ウ) 提出先

ア(イ) 交付場所のとおりに

### (エ) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年3月15日(金)までに電子メールにより行います。ま

た、原則として提出された質問と回答は、広島県のホームページに随時掲載します。

#### エ 提出書類（公募設置等計画等）の受付

##### （ア）受付期間

令和6年4月8日（月）～令和6年4月26日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

##### （イ）提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は令和6年4月26日必着とします。）

##### （ウ）提出先

ア（イ）交付場所のとおり

##### （エ）その他

提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記載内容を変更することはできません。

#### （4）提出書類に関する事項

応募に当たっては、次の提出書類一覧に記載の書類を提出してください。

##### ア 申請者に関する提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 応募申込書	様式1-1	1部	9部
2 本指針第4章1（1）イ（法人等又はその代表者が申請資格を持たない者）に該当しないことを証する書類			
（1）申立書（申請資格を持たない者に該当しない旨の申立書）	様式1-2	1部	9部
（2）法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書等	-	1部	9部
（3）労働保険料申告書（令和4年度確定・令和5年度概算分）及びこれにより申請した保険料の納入に係る領収済み通知書の写し並びに管轄の年金事務所発行の社会保険料納入確認書（直近1年間）	-	1部	9部
（4）3か月以内に発行された広島県税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税義務者でない場合、未納の税額がないことの証明書）」	-	1部	9部
（5）誓約書（暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書）	様式1-3	1部	9部
3 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年広島県規則第47号）第3条第2項の添付書類（共同企業体の形態をとる場合は、構成員全てについて提出してください。）			
（1）定款、寄附行為その他これらに準ずる書類	-	1部	9部
（2）法人等であることを証する書類 ・法人の場合は登記簿の謄本等 ・地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合は、地方自治法第260条の2第12項の証明書等 ・その他の非法人の場合は、団体の規約、構成員名簿等、共同企業体の場合は共同企業体協定書（※） （「共同企業体協定書」には、共同企業体の目的及び名称並びに構成員の名称、所在地、業務分担及び出資割合などの他、構成員の交替、脱退及び加入などの変動についての項目は、県及び構成員の承認が必要である旨も記載してください。）	（※共同企業体の場合は様式4を参考に作成してください。）	1部	9部

4	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書、前年事業年度から3箇年の財務諸表、キャッシュフロー計算書又は収支計算書、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類 (・新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみを添付してください。 ・グループで申請する場合には、全構成員について提出してください。)	-	1部	9部
5	申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書	-	1部	9部
6	電子データの保存等に関する申出書(管理業務の遂行に当たって、個人情報データを電子データ取り扱う場合)	様式1-4		

イ 公募設置管理制度に関する提出書類(公募設置等計画)

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 広島県立びんご運動公園民間活力導入事業 公募設置等計画 (1) 申請者の経営状況・信頼性について (2) 申請者の取組姿勢について (3) 公募対象公園施設に関する事項 (4) 特定公園施設(必須提案施設)に関する事項 (5) 特定公園施設(任意提案施設)に関する事項	様式2-1	1部	9部
2 公募設置管理制度に係る価額提案書 (1) 公募対象公園施設の設置管理許可に基づく年間使用料 (2) 特定公園施設(必須提案施設)の整備に係る提案額	様式2-2	1部	9部
3 公募対象公園施設の年度ごと及び全体の収支計画	(様式2-3を参考に作成してください。)	1部	9部

ウ 指定管理者制度に関する提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 指定管理者指定申請書(広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 別記様式第1号)	様式3-1	1部	9部
2 広島県立びんご運動公園民間活力導入事業 事業計画書(指定管理者制度)(広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 第3条第1項) (1) 利用者サービスの向上・確保について (2) 利用促進、新たなイベントの提案について (3) 維持管理水準の妥当性について (4) 申請者の経営状況・信頼性について (5) 申請者の取組姿勢について (6) 申請提案額について (7) 申請提案額の実現性について	様式3-2	1部	9部
3 自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画書 (1) 自主事業の実施計画 (2) 業務基準以上に実施する業務に係る実施計画	様式3-3	1部	9部
4 びんご運動公園と同種又は類似の施設の管理運営実績(名称、所在地、内容、規模、年間集客数、管理運営体制、管理運営期間及び管理運営経費が分かる書類)(実績がある場合)	-	1部	9部
5 障害者の雇用状況を確認できる書類 (1) 障害者の雇用義務のある者 公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し (2) 障害者の雇用義務のない者 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認でき	-	1部	9部

	る書類（ア、イともに必要） ア 本人の身体者障害者手帳の写し又は療育手帳等の写し イ 本人の健康保険証の写し 等			
6	指定期間中の管理費用提案書	様式3-4	1部	9部
7	利用料金の設定額とその考え方	様式3-5	1部	9部
8	指定管理業務の年度ごと及び全体の収支計画	様式3-6	1部	9部

## エ 提出書類作成の注意事項

- (ア) 応募書類の提出は、1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- (イ) 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- (ウ) 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- (エ) 必要に応じて提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- (オ) 提出書類は図面等を除き、原則として日本産業規格A列4とし、ファイル等に綴じ、ページ番号を付し、提出書類一覧の項目ごとにインデックスをつけて提出してください。
- (カ) 正本1部、副本9部及び電子データ（PDFデータ）をCD-RまたはDVD-Rで1部提出してください。
- (キ) 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真及びスケッチ等を適宜利用してください。
- (ク) 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 2 審査及び決定等に関する事項

### (1) 審査方法等

#### ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

##### (ア) 参加資格の確認

応募者の参加資格が、本指針第4章1(1)を満たしているかを審査します。

##### (イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

##### (ウ) 公募設置等計画の基本的事項の審査

公募設置等計画等の以下の内容について、本指針に照らし、適切なものであることを審査します。

- a 公募設置等計画が、本指針に照らし適切なものであること
- b 公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること

#### イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「広島県指定管理者選定委員会都市部会」及び「広島県立びんご運動公園民間活力導入事業検討委員会」（以下「選定委員会等」という。）において、本指針第4章2(2)で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会等において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時及び場所等は、本県から連絡します。

#### ウ 選定委員会等

本県は公募設置等計画等の審査にあたり、選定委員会等を設置します。選定委員会等では、応募者から提出された公募設置等計画等について本指針第4章2(2)の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

選定委員会等の委員は以下のとおりです。

#### <選定委員会等委員>

(50音順：敬称略)

氏 名	所 属
砂橋 昌義	広島県レクリエーション協会 事務局長
滝口 浩史	公認会計士
堂本 ひさ美	公益財団法人 広島県スポーツ協会 常務理事
松浦 宏枝	社会保険労務士
渡邊 一成	福山市立大学 大学院都市経営学研究科 研究科長 教授 都市経営学部 学部長 教授
後藤 裕司	広島県土木建築局 都市環境整備課長

※県職員については、人事異動があった場合、後任者を委員とします。

#### エ 選定委員会等の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会等の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針交付日から選定結果決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容及び審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

#### オ 結果の通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は広島県ホームページで公表します。

### (2) 評価の基準

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年広島県条例第28号）第3条の規定による基準に基づき、選定委員会等において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者及び設置等予定者を選定します。なお、審査基準ごとの審査の観点及び配点は、次のとおりとします。



ア 指定管理者制度に関する項目

項 目	配点
1 利用者サービスの向上・確保 ・開園日、利用時間等は、利用者ニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営されるか ・利用者等からの要望や苦情への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制を含む）	15
2 利用促進、新たなイベントの提案 ・利用促進対策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適切か ・地域との連携や広域的な連携の方策が取り入れられているか ・新しい工夫を取り入れた事業や利用者ニーズに合った自主事業の提案がなされているか	15
3 維持管理水準の妥当性 ・施設の修繕や設備交換に関する効果的な取組がなされているか ・設備・機器等の保守点検は適切に実施されるか	10
4 申請提案額（金額評価） $\textcircled{1} \text{最低提案金額} \div \textcircled{2} \text{申請者の提案金額} \times 10$ （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切り捨て） （指定管理期間の全体額（19年間分を合算））	10
5 申請提案額の実現性 ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか	10
計	60

イ 共通項目

項 目	配点
1 申請者の経営状況・信頼性 ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・個人情報取扱いが適切に行えるか ・財務状況は健全か ・資金計画・収支計画は適切か ・想定されるリスクと対応方針が適切か	20
2 申請者の取組姿勢 ・管理運営に対する理念や事業の実施方針が事業目的に即したものになっているか ・施設の目的及び公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	20
計	40

ウ 公募設置管理制度に関する項目

項 目	配点
1 公募対象公園施設 ・公募対象公園施設の提案が事業目的、公募対象公園施設の整備に関する条件に整合しているか ・公園全体の魅力の向上につながり、集客性の向上を図ることができる提案となっているか ・地域経済の活性化に資する施設となりうるか ・施設が景観に配慮した色彩、意匠であるか ・運営は利用者の満足度向上、利用促進に繋がるものか	30
2 特定公園施設 ・アーバンスポーツ施設が、耐候性、耐久性、修繕の容易性について考慮した施設であるか ・アーバンスポーツ施設が、初級者・中上級者がともに利用できるような施設であるか ・任意特定公園施設の提案が、公園全体の魅力の向上、利便性の向上につながる提案となっているか ・特定公園施設が、景観に配慮した色彩、意匠であるか	15
3 特定公園施設の県負担額 $\text{①最低提案金額} \div \text{②申請者の提案金額} \times 5$ (※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切り捨て)	5
4 公募対象公園施設の設置管理許可の使用料 $\text{②申請者の提案金額} \div \text{①最高提案金額} \times 10$ (※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切り捨て) (※ 提案金額 (円/㎡・年) × 予定使用面積 (㎡))	10
計	60

(3) 設置等予定者及び指定管理者の候補者の決定

本県は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者及び指定管理者の候補者（以下、設置等予定者等という。）として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本県が設置等予定者等の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者等と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者等としての地位を取得します。なお、審査の結果によっては、設置等予定者等、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(4) 公募設置等計画の認定

本県は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

(5) 指定管理者の指定

認定計画提出者は、本県による指定管理者の指定を受け公園全体の管理運営を行っていただきます。ただし、指定管理者の指定は、県議会で可決されることを前提とします。

(6) 協定等に関する事項（公募設置管理制度）

ア 基本協定

本県は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

イ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本県と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

#### (7) 協定等に関する事項（指定管理者制度）

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、本県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、本県と指定管理者は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとします。

##### ア 包括協定の内容

- (ア)業務に関する基本的な事項
- (イ)利用料金に関する事項
- (ウ)本県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- (エ)情報公開に関する事項
- (オ)管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (カ)事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- (キ)指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク)リスクの管理・責任分担に関する事項
- (ケ)その他必要と認める事項

##### イ 年度別協定の内容

- (ア)当該年度の業務内容に関する事項
- (イ)当該年度に本県が支払うべき管理費用に関する事項
- (ウ)その他必要と認める事項

### 3 その他の事項

#### (1) 設置等予定者等の候補者の決定の取り消し等

設置等予定者等が、基本協定及び包括協定締結前に、次の事項に該当するに至ったときは、設置等予定者等としての決定を取り消すことがあります。

- ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、ふさわしくないと認められるとき。

#### (2) 個人情報の取扱い

- ア 管理業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「保護法」という。）第 66 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受け、行政機関等と同様の安全管理措置を講じてください。
- イ 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合があります。
- ウ 個人番号利用事務を委託する場合には、上記に加え行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）の規定を遵守してください。また、番号法に違反した場合には、番号法第 48 条又は第 49 条の規定に基づき、処罰される場合があります。

### (3) 個人情報の漏えい等が生じた場合の対応

管理業務に関し、個人情報の漏えい等個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（委託等の相手方により当該事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合を含む。）には、直ちに本県へ報告するとともに、設置等予定者等自らが個人情報保護委員会へ直接報告してください。

### (4) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本県の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、現状復旧していただく必要があります。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・現状復旧を行わない場合、本県は、認定計画提出者に代わり撤去・現状復旧工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

### (5) リスク分担等

事業の実施における主なリスクについては、次頁の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本県と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

ア 公募設置管理制度のリスク分担

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考			
				甲 県	乙 事業者				
共通事項	不可抗力によるリスク		暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、疫病、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由によるもの	公募対象公園施設の復旧		○			
				公募対象公園施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）			○		
	制度関連リスク	法制度リスク		法令等の新設・変更に伴うもの	乙が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼすもの	○	○	協議事項	
					上記以外			○	
		税制度リスク		税制度の変更に伴うもの	乙が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼすもの（消費税等）	○	○	協議事項	
					法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）			○	
	社会リスク	住民対応リスク		想定外の住民運動、訴訟、要望等	事業の実施自体に基づくもの	○			
					上記以外	△	○	注)1	
		環境問題リスク		想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	公募対象公園施設の設置に伴うもの			○	
	上記以外				△	○	注)1		
	上記リスクに伴う損害、管理業務の中断・中止リスク				甲の責めによるもの（甲の協定不履行等）	○			
					乙の責めによるもの（事業放棄・破綻等）			○	
維持管理業務	資金調達リスク			本事業を実施するために必要な資金の調達			○		
	維持管理リスク			公募対象公園施設の提供サービス水準の維持			○		
				公募対象公園施設の維持管理コストの増大・減少			○		
	施設等損傷リスク			事故・火災等によるもの（甲の責めによるものを除く）			○		
	損害賠償			施設の整備に係る賠償に係るもの			○		
修繕等リスク				公募対象公園施設に係るもの			○		
その他	来園者リスク			来園者、利用者とのトラブル等			○		
	事故リスク		来園者の負傷等の事故	甲の施設等の設置瑕疵に係るもの	○			注)2	
				上記以外			○		
	盗難紛失リスク				料金、物品の盗難、紛失等			○	注)2
	営業リスク				営業に伴うトラブル、事故等			○	注)2
イベントリスク				イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○	注)2	

注) 1 基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲と協議を行うものとする。

2 乙は、保険の加入等の対策を行うこと。

イ 指定管理業務のリスク分担

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考		
				甲 県	乙 事業者			
共通事項	不可抗力によるリスク		暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、疫病、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由によるもの	施設等の復旧	○			
				応急措置		○		
				施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○		
	制度関連リスク	法制度リスク		法令等の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの	○		
					管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	注)1
					上記以外		○	
		許認可取得リスク		上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○		
					上記以外		○	
		税制度リスク		税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、管理運営に影響を及ぼすもの（消費税等）	○	○	協議事項
	法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）					○		
	社会リスク	住民対応リスク		想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○		
					上記以外	△	○	注)2
		環境問題リスク		想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に伴うもの	○		
					施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの		○	
	上記以外	△	○	注)2				
上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク			甲の責めによるもの（甲の債務不履行、施設の廃止等）	○				
			乙の責めによるもの（事業放棄・破綻等）		○			
維持管理業務	資金調達等リスク		管理業務開始の遅延	甲の規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○			
				乙の運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○		
				甲の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの	○			
	計画変更リスク		管理業務の内容変更	甲による新たな施設整備に伴うもの	○	△	注)3	
				上記以外		○		
	維持管理リスク		維持管理コストの増大・減少	提供サービス水準の維持		○		
				甲の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○			
				上記以外（物価・金利の変動等）		○	注)4	
	施設等損傷リスク			事故・火災等によるもの（甲の責めによるものを除く）	△	○	注)5	
				劣化によるもの（畳換え、電球交換等）		○		
	損害賠償			管理運営上の瑕疵による損傷等の賠償に係るもの		○		
	財産管理リスク		物品の更新	施設等の設置瑕疵に伴うもの	○			
1件10万円以上で、乙の管理瑕疵によらないもの（事務用品を除く）				○	△	注)6		
上記以外					○			



維持管理業務	修繕等リスク	管理施設の修繕	1件10万円以上で、乙の管理瑕疵によらないもの	○	△	注)7
			上記以外		○	
		管理施設の利用不能による収入の減少	甲が行う大規模修繕工事に伴うもの	△	△	注)8
			上記以外の修繕工事に伴うもの		○	
その他	来園者リスク	来園者、利用者とのトラブル等			○	注)9
		都市公園条例第15条第1項第3号に該当する場合		○		注)9
	事故リスク	来園者の負傷等の事故	甲の施設等の設置瑕疵に係るもの	○		注)10
			上記以外		○	
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等			○	注)10
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○	注)10
イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○	注)10	

- 注) 1 基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行うものとする。  
2 基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲と協議を行うものとする。  
3 基本的には甲の負担とするが、太陽光発電機等の省エネルギー対策に伴う施設・設備の維持管理については乙の負担とする。  
4 物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、次の考え方により調整する。

(1) 物価変動の指標値

以下に示す指標の変動に基づいて改定を行う。

使用する指数：「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の「諸サービス」の「建物サービス」及び「警備」における7月から翌年6月の年平均値

(2) 改定計算方法

5年に1回、指標値の比較を行い、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に、次の計算方法により改定を行う。

なお、改定後の指定管理料の1,000円未満の端数については切り捨てとする。

令和13年度分については、令和4年7月～令和5年6月の年平均値と令和11年7月～令和12年6月の平均値を比較する。

令和18年度分については、令和11年7月～令和12年6月の年平均値と令和16年7月～令和17年6月の平均値を比較する。

令和23年度分については、令和16年7月～令和17年6月の年平均値と令和21年7月～令和22年6月の平均値を比較する。

$$Pn' = Pn \times I_{n-1} / Ir$$

$Pn$  : n年度の指定管理料（税抜）

$Pn'$  : 改定後のn年度の指定管理料（税抜）

$I_{n-1}$  : n-2年7月～n-1年6月の指標の年平均値

$Ir$  : 前回の改定の基礎となった年平均値

(3) 改定の手続き

運営事業者は、改定計算を行う年（令和12年と令和17年と令和22年）の8月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度の維持管理に係る対価の合計金額を甲に通知し、甲の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。なお、消費税が改定された場合は、上記改定の計算方法について、甲と運営事業者で協議するものとする。

- 5 基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。  
6 基本的には甲の負担とするが、乙による更新も認める。  
7 基本的には甲の負担とするが、乙による修繕も認める。  
8 甲は、大規模修繕工事を実施するときは、事前に乙と協議して対応するものとする。  
9 該当案件が発生した場合は、甲に報告し、甲の指示を受けて対応するものとする。  
10 乙は、保険の加入等の対策を行うこと。